

「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習及び児童等と接する諸活動についての重要なお知らせ

2026年12月25日より、「こども性暴力防止法（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）（令和6年法律第69号）」（以下「こども性暴力防止法」という）が施行されます。これに伴い、学校、保育所、学習塾等、こどもに対して教育・保育等を行う事業者には、児童対象性暴力等を防止するための取組が求められます。また、この取組は、教育実習（教員免許状取得のための実習科目）をはじめ、介護等体験等、こどもと接する活動に参加する学生についても対象となり、こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。

本学において、教員免許状の取得を希望される方は、以下の内容を十分ご確認ください。

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して継続的・密接に関わる実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。（教育実習、介護等体験、その他インターンシップが該当）
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人によるこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。
- 本学では、入学時および児童・生徒と接する実習・活動に参加する前に、以下の提出を求めます。

I. 実習施設等が行う「犯罪事実確認」への同意書 II. 特定性犯罪前科がないことに関する誓約書

制度の詳細については、こども家庭庁の公式情報をご参照ください。

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

問い合わせ・相談窓口について
学校法人順正学園 九州医療科学大学 教務課
〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1
電話：0982-23-5572（直通）